

転入(町外からの引越)・転居(町内での引越)に伴う手続き一覧

上土幌町役場

R6.1月版

【手続き窓口】 上土幌町役場庁舎1階 総合窓口

【対応時間】 月～金(祝祭日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時まで(12時～13時を除く)

・各項目ごとに10～15分ほどお時間がかかります。該当する項目が多い方はお時間に余裕をもってお越しください。

・上土幌町役場における手続きの一覧です。ガス、電気、郵便物などの手続きは各事業者へお問い合わせください。

・状況に応じてその他の手続きが必要になる場合もあります。詳細を確認したい場合は、各担当窓口までお問い合わせください。

	項目	手続きが必要な方	必要なものなど	問い合わせ先
全員必要な手続き	転入届・転居届 ※転入日又は転居日から14日以内(実際に住み始めてからのお手続きとなり、事前手続きはできません。)	引越した本人、または同一世帯になる人 ※上記以外の方が代理で手続きするには委任状が必要です	・転出証明書(転入) ※マイナンバーカードで転出手続きした方は不要 ・窓口来庁者の本人確認書類 ・マイナンバーカード(所持者のみ) ※暗証番号の入力が必要 ・在留カード又は特別永住者証明書(外国籍の方) ★外国からの転入の場合 ・パスポート(世帯全員分) ・戸籍謄本、戸籍の附票(上土幌町に本籍がない方)	(市外局番：01564) 町民課 総合窓口・戸籍年金担当 2-4294(1階総合窓口)
転入・転居届とあわせて必要となる主な手続き	マイナンバーカードの継続利用、住所変更手続き	マイナンバーカード所持者	・暗証番号(数字4桁、英数字6文字以上)の入力が必要 ・手続きをしないまま日数が経過すると、マイナンバーカードが失効する場合があります。	町民課 総合窓口・戸籍年金担当 2-4294(1階総合窓口)
	国民年金	国民年金被保険者、受給者、国民年金のお手続きが必要な方	・住所変更～原則手続き不要。転入・転居届を出すことで、年金の住所情報も変更されます。 ・会社の退職などにより、資格取得等の手続きが必要な場合はご案内します。	
	国民健康保険	国民健康保険に加入している(する必要がある)方	・加入していた健康保険の資格喪失証明書(新たに国保加入する方) ・国民健康保険証(転居)	
	後期高齢者医療制度	75歳以上の方	・後期高齢者医療被保険者証(転居)	保健福祉課 国保医療担当 2-4295(1階2番窓口)
	子ども医療費助成 ※所得制限なし	高校卒業前の子どもがいる方	・子どもの健康保険証(転入) ・世帯全員の所得課税証明書(転入) ・子が高校生の場合:在学証明書か学生証(転入) ・子ども医療被保険者証(転居) ・印鑑	
	児童手当 ※所得制限あり	中学3年生までの子どもを養育している方	・受給者の健康保険証(転入) ・受給者名義の通帳(転入)	
	介護保険	・65歳以上の方 ・介護認定を受けている方	・受給資格証明書(要介護認定を受けている方) ・介護保険被保険者証(転居)	
子どもに関する手続き	ひとり親家庭医療費助成 ※所得制限あり	ひとり親家庭等医療費の支給希望する方又は受給している方	・受給者の保険証(転入) ・保護者の所得課税証明書(転入) ・戸籍謄本(転入) ・子が高校卒業後の場合:在学証明書か学生証(転入) ・ひとり親等家庭医療被受給者証(転居) ・印鑑	保健福祉課 国保医療担当 2-4295(1階2番窓口)
	児童扶養手当 ※所得制限あり	ひとり親家庭で高校卒業前の子どもがいる方(子どもに障害がある場合は20歳未満)	・受給者証(転入) ・受給者名義の通帳(転入) ・保護者の所得課税証明書(転入)	保健福祉課 福祉担当 2-4296(1階3番窓口)
	特別児童扶養手当 ※所得制限あり	障害のある20歳未満の子の親	・受給者証(転入) ・受給者名義の通帳(転入) ・保護者の所得課税証明書(転入)	
	妊婦健康診査	これから妊婦健康診査を受診する方	・母子手帳	こどもと子育ての 相談センターうみ 7-7210(ふれあいプラザ)
	乳幼児の予防接種・健康診断	子どもの健康診査や予防接種を受ける方	・母子手帳	
	紙オムツ用ゴミ袋の助成	2歳までの子どもがいる家庭	・窓口で申請いただいた後、指定ゴミ袋をお渡します。(ゴミ袋のサイズは20ℓ、30ℓ、45ℓから選択)	町民課生活環境担当 2-4294(1階1番窓口)
	こども園への届出	入園を希望する方	・右記に直接お問い合わせください。	上土幌町認定こども園 2-3686
	小中学校への届出	義務教育の子どもがいる方	・転入～転入手続き後、教育委員会で説明を受けてください。 ・転居～学校へ住所変更になる旨お伝えください。	上土幌町教育委員会 教育推進課 2-3014(生涯学習センター)

	項目	手続きが必要な方	必要なものなど	問い合わせ先
障害者関係	自立支援医療	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を受けている方	・自立支援医療受給者証 ・受給者の健康保険証	保健福祉課 福祉担当 2-4296(1階3番窓口)
	障害者手帳	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所有している方	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
	重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費受給資格を持っている方等	・受給者の保険証(転入) ・障害者手帳(身障・療育・精神)(転入) ・世帯全員の所得課税証明書(転入) ・重度心身障害者医療費受給者証(転居) ・印鑑	保健福祉課 国保医療担当 2-4295(1階2番窓口)
高齢者関係	介護サービスに関すること	介護認定を受けている方など	・右記に直接お問い合わせください。	地域包括支援センター 2-5555(ふれあいプラザ)
	紙オムツ用ゴミ袋の助成	要介護4・5で在宅している方	・窓口で申請いただいた後、指定ゴミ袋をお渡します。 (ゴミ袋のサイズは20ℓ、30ℓ、45ℓから選択)	町民課生活環境担当 2-4294(1階1番窓口)
その他	水道	新たに水道を使用する方	・水道の使用開始届	建設課水道担当 2-4297(1階4番窓口)
	ゴミの出し方のご案内	-	・必要に応じ、ゴミの出し方をご案内いたします。	【ゴミ・犬の登録】 町民課生活環境担当
	犬の登録	犬を飼っている方	・新たに犬の登録をする場合は3,000円。 他自治体で犬の登録をしていた場合は、届出のみ。	
	原付バイク・小型特殊	原付バイク・小型特殊を所有している方	・右記に直接お問い合わせください。	
	新型コロナワクチン接種について(R6.3.31まで)	接種を希望する方	・右記に直接お問い合わせください。	新型コロナワクチン接種 コールセンター 7-7933(ふれあいプラザ)

上士幌町役場 TEL:01564-2-2111 (代表) 〒080-1429 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

【運転免許証の住所変更手続きについて】 詳細・最新の情報は北海道警察のHPなどをご確認ください。

□ 手続き場所：帯広警察署又は運転免許試験場 (※上士幌町内駐在所)

※駐在所では免許証ICチップの更新ができません。駐在所で手続後、1カ月以内に警察署又は運転免許試験場でICチップ更新手続きが必要です。

※駐在所でお手続きする際は、事前の電話連絡をおすすめします。上士幌中央駐在所 01564-2-2151、糠平駐在所 01564-4-2220

□ 受付時間：平日 9:00～16:30

□ 必要なもの：新住所が確認できる書面 (マイナンバーカード、住民票、健康保険被保険者証、公共料金領収書、新住所に届いた本人宛郵便物など) いずれか1種類、外国人の方は在留カードでも可)

